

消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討
ワーキング・グループ 御説明資料

財産事案に関する消費者被害の発生、 拡大防止のための消費者安全法の仕組み

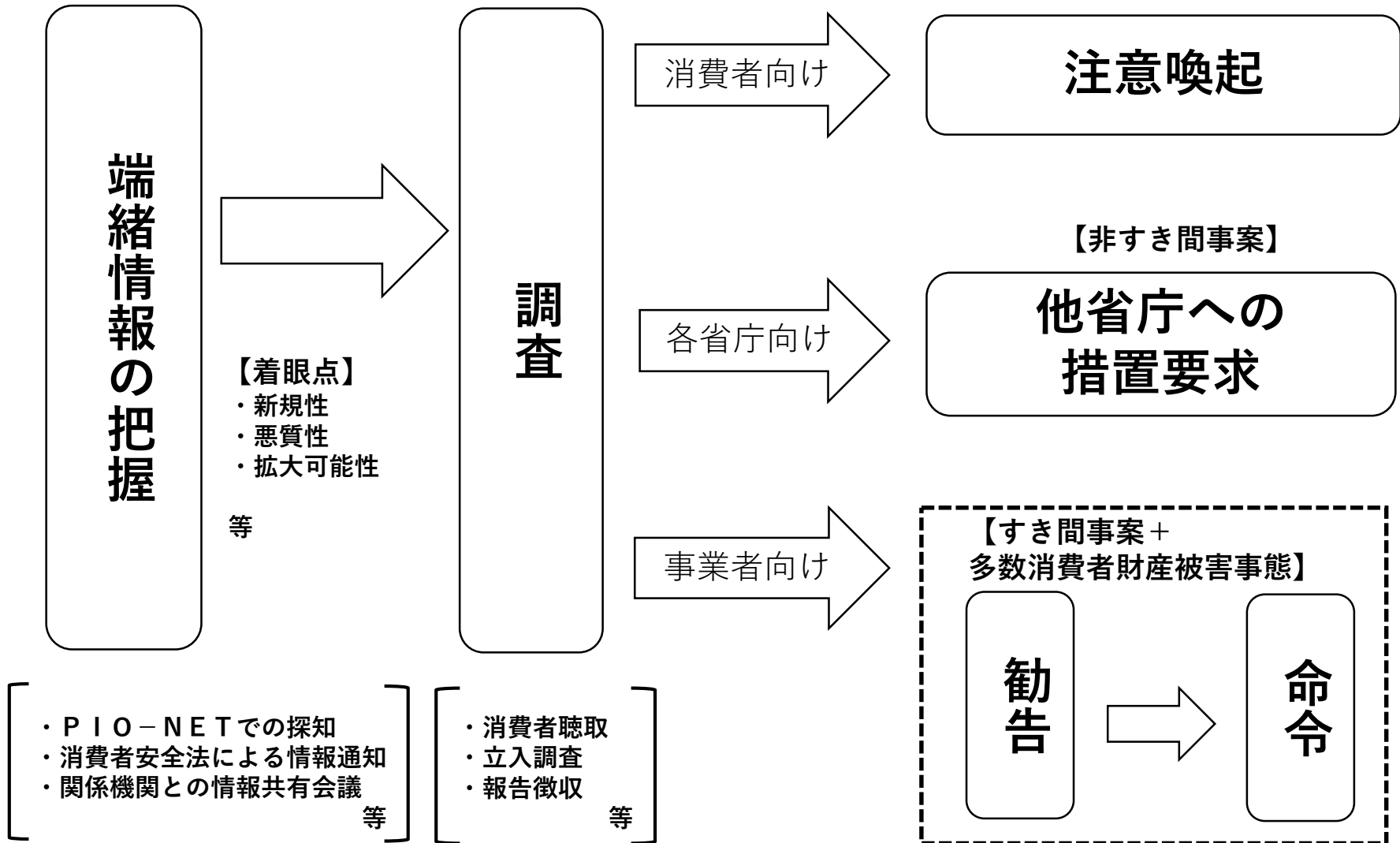
令和4年6月21日

消費者庁 消費者政策課 財産被害対策室

消費者安全法（財産分野）の概要

- 財産分野の消費者被害の発生・拡大防止に向けた取組
 - ①財産分野の消費者被害の情報の集約・分析
 - ②消費者への注意喚起
 - ③関係省庁等への情報提供
 - ④関係省庁への措置要求
 - ⑤いわゆる「すき間事案」への対応（事業者への勧告・命令）

財産被害事案の執行フロー



消費者安全法に基づく財産被害事案に係る対応

財産被害事案の「消費者事故等」（2条5項3号）

○ 虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であって政令で定めるものが事業者により行われた事態

【消費者事故等に該当する場合（消費者安全法施行令）】

- ① 虚偽・誇大な広告・表示
- ② 契約締結、申込みの撤回・解除・解約に関して、消費者の判断を誤らせる行為（不実告知・事実不告知、断定的判断の提供 等）
- ③ 消費者を欺き、又は威迫して困惑させる行為
- ④ 不当な契約締結又はその勧誘（個別法によって取消事由とされている不当な勧誘行為、無効となるような不当な契約条項を含む契約 等）
- ⑤ 債務不履行
- ⑥ 違法景品類の提供 等

消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置

1. 消費者への注意喚起（38条1項）

消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生・拡大の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表。

2. 関係機関等への情報提供（38条2項）

被害の発生・拡大の防止に資する情報を、内閣総理大臣が関係機関へ提供。
 (例) 悪質事業者の預金口座凍結に資するよう、把握した情報を金融機関に提供

3. 他的大臣に対する措置要求（39条1項）

消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生・拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合、当該法律に基づく措置を実施するよう関係大臣に要求。

消費者の財産被害に係るすき間事案への行政措置の導入（H25.4施行）

○事業者に対する勧告（40条4項）及び命令（40条5項）
 「すき間事案」に該当する場合
 （被害の発生・拡大防止を図るために実施し得る他の法律に基づく措置がない場合）

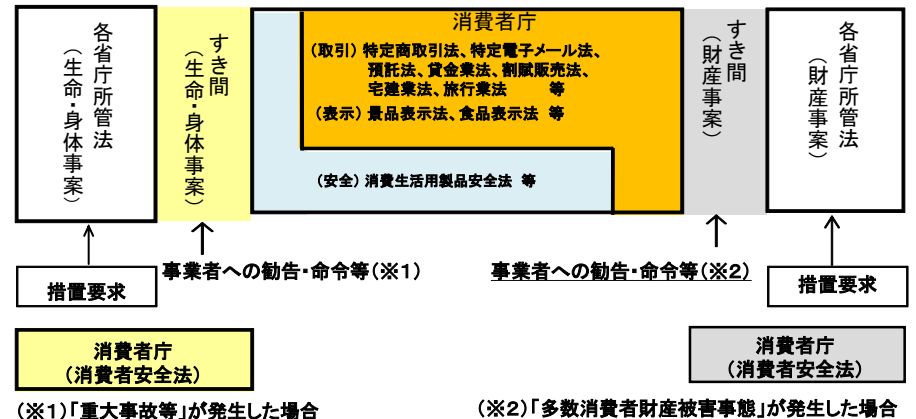
○措置の要件：「多数消費者財産被害事態」

- ・ 消費者事故等のうち、
- ・ 消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって事業者が示す内容・取引条件と実際のもが著しく異なることにより、
- ・ 多数の消費者の財産に被害を生じさせ又は生じさせるおそれのある事態

○措置の内容：事業者に対して、内閣総理大臣が措置

- ・ 被害を生じさせている取引の取りやめその他必要な措置を**勧告**
- ・ 勧告に正当な理由なく従わない場合、勧告に従う旨を**命令**（命令違反に対しては罰則）

【「すき間事案」への勧告・命令のイメージ】

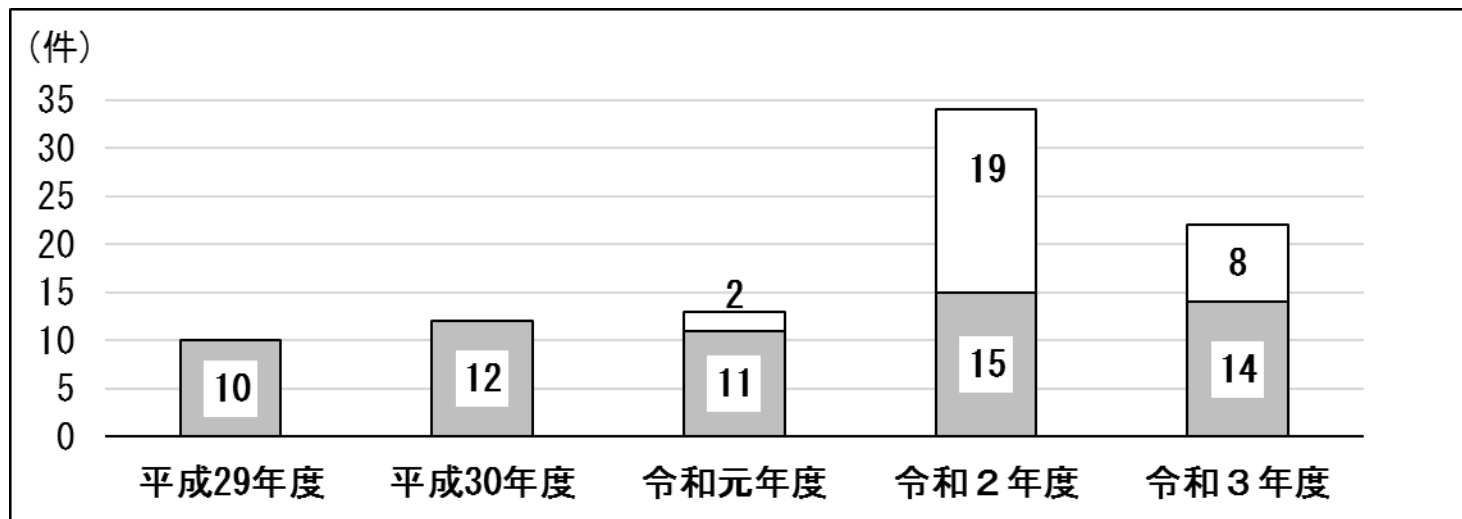


(※1)「重大事故等」が発生した場合

(※2)「多数消費者財産被害事態」が発生した場合

注意喚起及び勧告の件数

○消費者安全法（財産事案）に基づく注意喚起の件数推移



- (凡例)
- 消費者安全法に基づく注意喚起を単独で実施した事案
 - 特定商取引法に基づく行政処分と併せて注意喚起を実施した事案

○消費者安全法（財産事案）に基づく勧告

- ①友愛ホーム株式会社に対する勧告（平成25年12月17日）
- ②株式会社ELICC JAPANに対する勧告（平成25年12月26日）

消費者安全法に基づく勧告（財産被害事案）

実施日	事案名	概要
H25. 12. 17	有料老人ホームの運営を装って「新株引受権付社債」を募集する「友愛ホーム株式会社」に関する件	友愛ホームは、有料老人ホーム事業について記載した資料を消費者宅に送付し、自ら当該事業を営んでいるかのように装って社債の募集を行っていたが、同社にかかわる拠点も老人ホーム設置の届出もなく、事業実態がないことが判明した（不実の告知）。
H25. 12. 26	インターネットを用いたオンラインゲーム事業の紹介者を募集する「株式会社ELICC JAPAN」に関する件	ELICC JAPAN は、自社事業の紹介者の募集を口コミの勧誘により行っていたが、事業の説明は業績予測であるにもかかわらず、「事業は必ず成功する」、「紹介者になるには登録料を支払う必要があるが、ゲームが始まれば収益の一部を配当として受け取れるから、必ず利益を得ることができる」と必ず儲かるかのように消費者に告げていた（断定的判断の提供）。

注意喚起の公表文

簡単な作業をするだけで「誰でも1日当たり数万円を稼ぐことができる」などの勧誘により「副業」の「マニュアル」を消費者に購入させた事業者に関する注意喚起（令和4年4月13日公表）

具体的な事例の内容

- (1) リスティング広告により「副業」の「ランキングサイト」等へ誘導されます
- (2) 育児中の母親と称するLINEアカウント等とのトークへ誘導されます
- (3) 勧誘LINEアカウントから稼げる「副業」を紹介すると勧誘するメッセージが送信されてきます
- (4) 提供される「マニュアル」に記載された「副業」の内容は、勧誘LINEアカウントのメッセージによる勧誘の際の「副業」の内容と異なっていました
- (5) 代金の後払いを選択した消費者に対し、訴訟を提起すること等を示唆して支払を催促するメッセージが送られてくる場合があります

消費者庁から皆様へのアドバイス

- 具体的な仕事内容を一切明らかにせず「副業」を行うための「マニュアル」を売りつけようとする事業者には注意しましょう
- 実際には初期費用が掛かるにもかかわらず、掛からないと勧誘をしてくる事業者には注意しましょう
- 「副業」に関して被害に遭ったらあきらめずにすぐに「188（いやや!）」へ電話してみましよう

LINEメッセージの例

